

指定障害児通所支援事業者の指定の取消について

平成 27 年 6 月 16 日
沖縄県子ども生活福祉部障害福祉課

県は、平成 27 年 6 月 2 日付け通知により下記の障害児通所支援事業者について、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号、以下「法」という。）第 21 条の 5 の 23 第 1 項第 3 号、第 4 号、第 5 号、第 6 号、第 7 号及び第 8 号の規定に基づく指定の取消しを行った。

記

1 指定取消の内容

法 人 名 合同会社創樹 Arcadia
代 表 者 名 代表社員 富 悦子
事 業 所 名 障がい児通所支援事業所 蕾
事 業 所 所 在 地 沖縄県中城村伊集 121 番地
事 業 所 番 号 4751200132
指 定 年 月 日 平成 25 年 4 月 1 日
サービスの種類 児童発達支援事業及び放課後等デイサービス事業

2 指定取消年月日 平成 27 年 6 月 30 日

3 指定取消の理由

- (1) 指定の日から監査までの間、基準上配置すべき従業者（児童発達支援管理責任者）を配置していなかった。（法第 21 条の 5 の 23 第 1 項第 3 号に該当）
- (2) 児童通所支援サービス提供に際して利用者との間において利用契約を締結していなかった他、サービス提供に際して整備すべき記録である児童発達支援計画、サービス提供記録簿等が著しく欠けており、適正な指定障害児通所支援事業が運営されていなかった。（法第 21 条の 5 の 23 第 1 項第 4 号に該当）
- (3) 指定の日から監査までの間、児童発達支援管理責任者の配置がなく、計画に基づくサービスの提供があったとは認められないにもかかわらず、障害児通所給付費の請求を不正に行っていた。（法第 21 条の 5 の 23 第 1 項第 5 号に該当）

- (4) 監査において、従業者と雇用契約を締結したと見せかけた労働条件通知書や偽造した出勤簿及び賃金台帳を提出・説明し、虚偽の報告及び虚偽の答弁を行った。(法第 21 条の 5 の 23 第 1 項第 6 号及び第 7 号に該当)
- (5) 指定申請の書類として、就業予定のない者を児童発達支援管理責任者と記載した虚偽の書類（「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」）を県に提出し、不正に指定を受けた。(法第 21 条の 5 の 23 第 1 項第 8 号に該当)

4 欠格事由該当者 富 悦子、富 春治

5 その他の措置

(1) 経済上の措置

不正に受け取った障害児通所給付費及び法第 57 条の 2 第 2 項の規定に基づき、不正に受け取った障害児通所給付費に 100 分の 40 を乗じて得た額を加算した金額を市町村へ支払わせる。